

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 6月29日

京都府知事 様

提出者



住 所 京都府舞鶴市字千歳560番地5
氏 名 関西電力株式会社 舞鶴発電所
所 長 藤田 泰久
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0773-68-2004

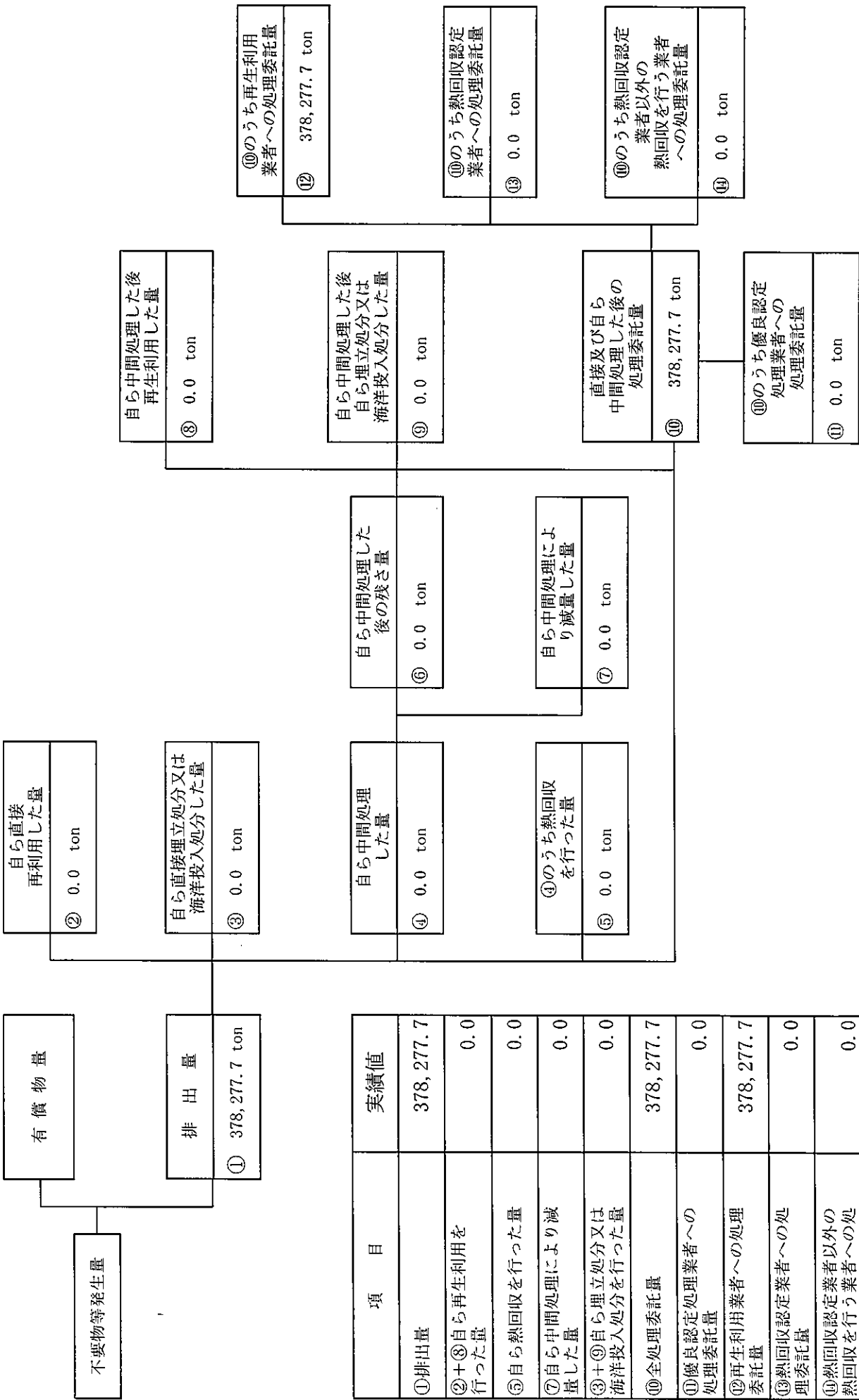
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	関西電力株式会社 舞鶴発電所
事業場の所在地	京都府舞鶴市字千歳560番地5
事業の種類	電気業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	531,518.5 t	全処理委託量	449,474.7 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	449,474.7 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	82,043.8 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t
※事務処理欄			

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類：ばいじん)



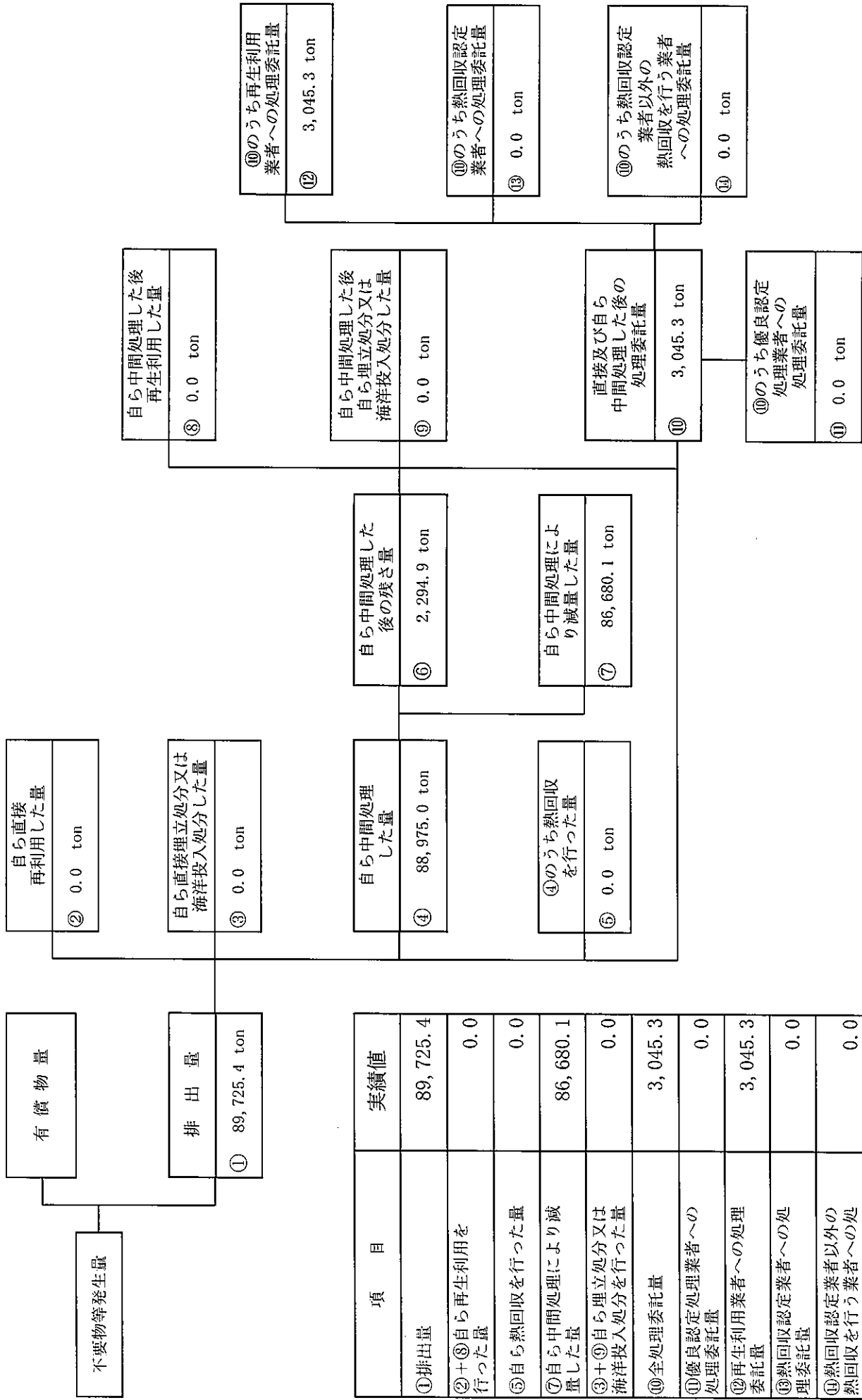
(産業廃棄物の種類：燃え殻)

計画の実施状況

不要物等発生量	有償物量	自ら直接 再利用した量	② 0.0 ton	排出量	① 21,647.7 ton	自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧ 0.0 ton	⑩のうち再生利用 業者への処理委託量	⑫ 21,647.7 ton
		自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③ 0.0 ton			自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑨ 0.0 ton	⑬ 0.0 ton	
実績値	①排出量	21,647.7	自ら中間処理 した量	④ 0.0 ton	自ら中間処理した 後の残さ量	⑥ 0.0 ton	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑭ 0.0 ton
	②+⑧自ら再生利用を 行った量	0.0	④のうち熱回収 を行った量	⑤ 0.0 ton	自ら中間処理によ り減量した量	⑦ 0.0 ton	⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑭ 0.0 ton	
	⑤自ら熱回収を行った量	0.0							
	⑦自ら中間処理により減 量した量	0.0							
	③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0.0							
	⑩全処理委託量	21,647.7							
	⑪優良認定処理業者への 処理委託量	0.0							
	⑫再生利用業者への処理 委託量	21,647.7							
	⑬熱回収認定業者への処 理委託量	0.0							
	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	0.0							

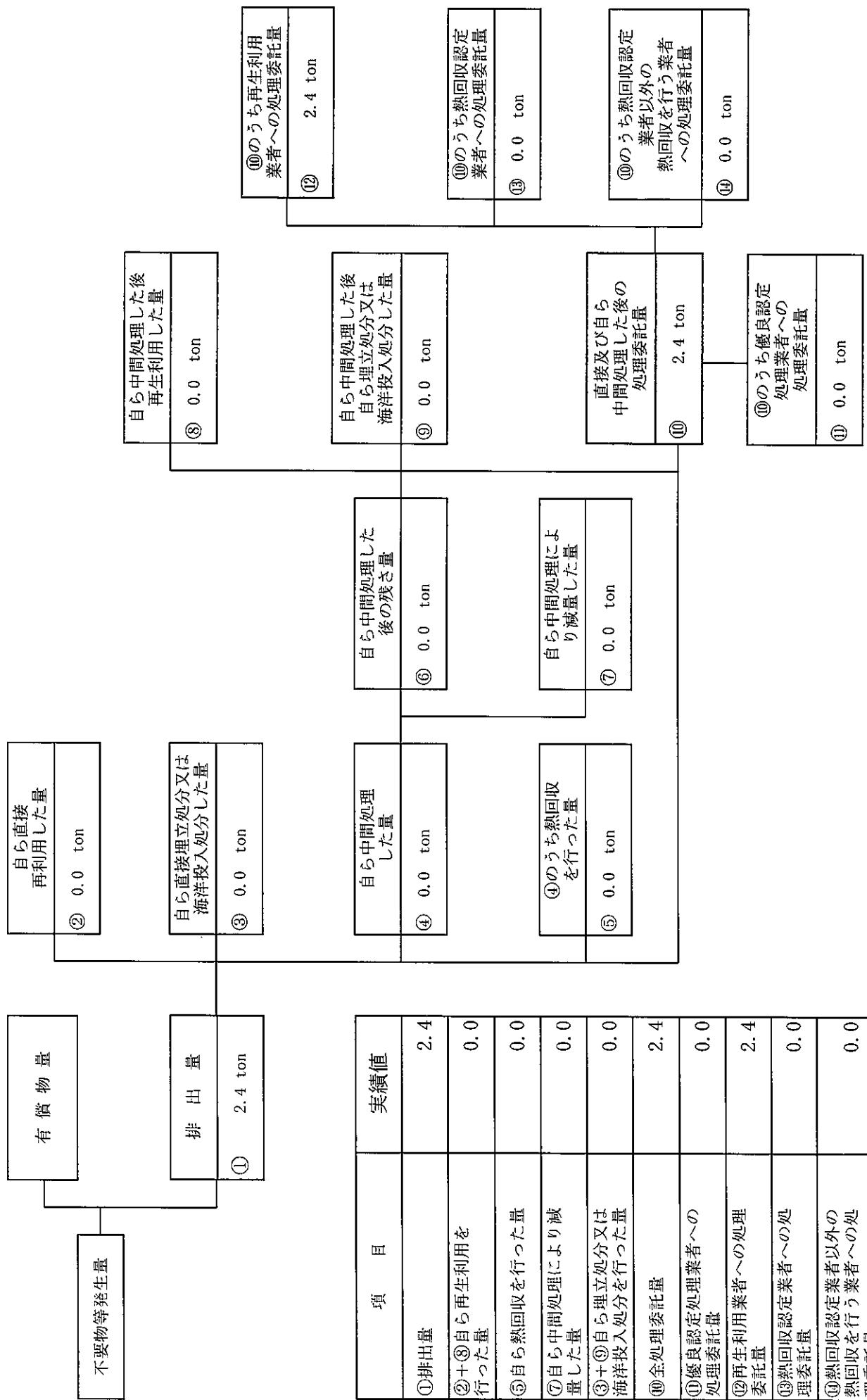
(産業廃棄物の種類：汚泥)

計画の実施状況



(産業廃棄物の種類：ガラス・陶磁器くず)

計画の実施状況



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。